

諮詢第6号別紙

審査請求書（下水道使用料35）

平成29年8月29日(火)

青森市長 小野寺 晃彦様

審査請求人 三国谷清一



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川4丁目8番2号

氏 名 三国谷清一

年 齢 68歳

2. 審査請求に係る処分

青森市公営企業管理者企業局長(以下「企業局長」という。)の平成29年5月29日付
平成29年5月分下水道使用料納入通知書(以下「本件通知書」という。)による処分。

3. 審査請求に係る処分があつたことを知った年月日

平成29年5月30日

4. 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 審査請求の理由

企業局長による審査請求人に対する本件審査請求に係る下水道使用料通知処分は以下のとおり違法・不当であり、取り消されるべきものである。

- (1) 公共下水道管理者は、条例で定めることにより、公共下水道使用者から下水道使用料を徴収することが出来るが、下水道使用料を定める場合は「能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。」(下水道法第20条第2項第2号。以下「原価主義」という。)と規定されている。
- (2) しかし、青森市下水道条例第24条で規定している下水道使用料は、この原価主義を大きく逸脱し、下水道特別会計を毀損している。例えば、水道水以外の水を使用した場合の下水道使用料は、水道水を使用した場合に比べて従量使用料が約45%軽減されているが、原価主義に反している。水道水以外の水とは一般的には地下水のことをいうが、地下水でも水道水でも処理場で処理する費用は同じであり、地下水使用者を優遇し、地下水使用者が本来負担すべき使用料を水道水使用者に負担させている現状には何らの合理性はない。
- (3) 下水道使用料督促状の発行には70.6円の費用がかかっているにも関わらず、平成26年度の議会において下水道所管の小松環境部次長(当時)は「督促状の発行について新たな経費が発生しないことから、督促手数料は徴収しない」と過てる説明をし、この過てる説明を根拠に青森市下水道条例を改正し、下水道使用料督促手数料を無料化した。この下水道使用料督促手数料を無料化により、本来下水道使用料滞納者が負担すべき下水道使用料督促状発行費用を下水道特別会計で負担し、結果下水道使用料を期限内に納付した下水道使用者に過重な負担をかけている。
- (5) また、下水道条例改正後の平成28年12月27日開催の総務企画常任委員会において岸田総務部総務課長(当時)は下水道使用料に係る督促手数料の無料化の理由として



概ね①今まで下水道使用料に係る督促手数料を徴収したことがなかったこと②国が督促手数料を徴収しない方が好ましいといったことを通知していること、の 2 点から青森市では下水道使用料に係る督促手数料を無料化したと答弁したが、この 2 点は事実に反する間違った答弁である。

- (6) 新たな経費が発生しないから下水道使用料に係る督促手数料を無料化したとの小松環境部次長(当時)の事実を歪曲すること著しい説明、そして、その後の岸田総務部総務課長(当時)の下水道使用料に係る督促手数料無料化の理由の答弁も間違いである。とすれば下水道使用料に係る督促手数料無料化の条例改正については何らの理由がないままに改正したこととなり、現行下水道条例が何らの正当性を持たないことは明らかである。
- (7) 何らの合理的な理由のないままに下水道条例を改正し、下水道使用料督促手数料を無料化し、これに要する経費を下水道特別会計に負担させたことは原価主義に反し違法である。そして、のことにより、青森市青森市下水道特別会計に多額の損害を与えていた。
- (8) 等々現行の青森市下水道条例の下水道使用料は違法・不当である。特に、現行の下水道使用料は平成 15 年に制定されてから実質的に 13 年間見直しがされていない事態は異常である。確かに何度も下水道条例を改正し下水道使用料を改正しているが、その改正とは旧浪岡町との合併に伴う所要の整備、消費税率の変更に伴う所要の整備、であり使用料それ自体の見直しはされていない。通常は 3 ~ 5 年毎に見直しをするべきである。13 年間下水道特別会計の收支が均衡しているとはとても考えられない。
- 貴職は、最近公共下水道事業経営分析表等を発表しているが、現行の下水道使用料制定時点での経費との比較を一切していない。将来の方向性を示すことは大事ではあるが、過去の反省も同じく大事なことである。
- (9) 青森市の財政は決してノンビリと構えていられる状態ではない。下水道使用料についても値上げ改正を検討しなければならない時期に来ている。にも関わらず減収となることが明白な下水道使用料に係る督促手数料を無料化するなど、危機感の欠如が甚だしい。青森市公共下水道管理者の猛省を促すものである。
- (10) 公共インフラの中でも重要な水道と下水道の会計処理が不透明であれば、将来に大きな禍根を残すことになる。青森市民の生活を守るためにも、水道と下水道の管理者には、責任感を持って水道と下水道を守って欲しい。

6. 処分序の教示

不服申し立てに関する教示はありました。

7. 行政不服審査法第 31 条の規定による口頭意見陳述の申立て

行政不服審査法第 31 条の規定により口頭意見陳述を申立てる。

諮問第6号参考資料

審査庁である市長の見解

1 審査請求に係る処分の内容

平成29年5月分の下水道使用料に係る徴収処分

2 審査庁である市長の見解

別紙のとおりなされた審査請求については、次の審理員意見書のとおり審査請求人の主張する違法又は不当な点は認められないため、棄却すべきものと考える。

審理員意見書

平成 30 年 3 月 19 日

青森市長 小野寺 晃彦 殿

審理員 長井 道隆



行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人 三国谷 清一が平成 29 年 8 月 29 日に提起した処分庁 青森市公営企業管理者企業局長による下水道使用料徴収処分(平成 29 年 5 月分)に対する審査請求(平成 29 審査請求第 25 号)の裁決に関する意見を提出する。

第 1 事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人が平成 29 年 4 月 25 日から平成 29 年 5 月 25 日までの期間において排除した汚水の量等をもとに算定した下水道使用料の額等を記載した下水道使用料納入通知書(平成 29 年 5 月分。以下「本件通知書」という。)を、納入期限を平成 29 年 6 月 15 日として平成 29 年 5 月 29 日に審査請求人宛に郵送した。
- 2 審査請求人は、平成 29 年 8 月 29 日、青森市長に対し、本件通知書による処分の取消しを求める審査請求をした。

第 2 審理関係人の主張の趣旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、青森市の下水道使用料に関し、何らの合理的な理由のないまま改正された青森市下水道条例は正当性がなく、その条例に基づく下水道使用料は違法・不当であり、本件処分の取り消しを求める、というものである。

2 処分庁の主張

処分庁は、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第 6 条(企業局長への委任)の規定により、「下水道使用料の徴収(地方自治法第 231 条の 3 第 2 項から第 4 項までの規定による手数料及び滞納金並びに滞納処分に関する事務を除く。)及び還付に関する事務」を受任しており、本件通知書による処分は、青森市下水道条例(平成 17 年条例第 201 号。以下「条例」という。)第 23 条(使用料の徴収)、第 24 条(使用料の額)、第 25 条(使用料の算定基準)、第 29 条(排水量の認定等)及び第 30 条(使用料の徴収方法)、地方自治法第 231 条(歳入の収入の方法)、地方自治法施行令第 154 条(歳入の調定及び納入の通知)、青森市企業局財務規程第 23 条(収入の調定及び更正)及び第 24 条(納入通知書の発行)の規定により、関係法令を踏まえて行った処分である旨を主張

している。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 青森市事務の委任及び補助執行に関する規則（平成17年規則第13号。以下「規則」という。）第6条第1号では、下水道使用料の徴収（地方自治法第231条の3第2項から第4項までの規定による手数料及び滞納金並びに滞納処分に関する事務を除く。）及び還付に関する事務を企業局長に委任する旨規定している。
- (2) 青森市下水道条例（平成17年条例第201号。以下「条例」という。）第23条第1項では、公共下水道の使用料は、使用者から徴収するとしており、条例第29条第1項各号では、使用者が排除した汚水の量の認定は、水道水を使用した場合は、水道の使用水量とし、また、水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とする旨規定している。

2 本件通知書による処分の違法性又は不当性について

- (1) 本件通知書による処分については、規則第6条第1号の規定に基づき、事務委任を受けた企業局長が行ったものである。

また、審査請求人が下水道を使用した事実及びその排水量については争いがなく、条例第23条では、公共下水道の使用料は、使用者から徴収するとされていることから、本件通知書による処分は、当該規定に基づき、公共下水道の使用者である審査請求人に対して行われたものである。

したがって、本件通知書による処分については、関係法令を遵守して適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しない。

- (2) また、審査請求人は、審査請求書、反論書及び本件審査請求に係る口頭意見陳述の中で、種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも本件通知書による処分の取消しを求める理由としては採用することができない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件通知書による処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。